# 人を大切にする経営学に関する研究奨励賞顕彰規程

第１条（目的）

人や地域社会を大切にする経営学を深化・普及させていくことを目的に、該当する書籍や論文を表彰する。

第２条（賞の名称）

賞の名称は、「人を大切にする経営学に関する研究奨励賞」（以下「奨励賞」）とする。

第３条（賞の種類）

賞の種類は、経営者・実務家部門と学術・研究者部門それぞれにつき、以下の２つとし、特に優秀な図書または論文には、最優秀賞（1 本）、優秀な図書または論文には優秀賞（2 本）を授与する。なお、受賞者には表彰状及び次の記念品等を授与する。

１．図書部門　最優秀賞及び優秀賞　　記念品
２．論文部門　最優秀賞　10 万円及び記念品
　　優秀賞　　5 万円及び記念品

第４条（受賞の対象者）

賞の受賞者は、図書に関しては著者と出版社、論文に関しては著者とする。なお、共著や共同研究論文については、代表執筆者２名までとする。

第５条（賞の対象となる図書又は論文）

賞の対象となる図書または論文は、以下の内容が主として論じられた図書または論文とする。

１．社員とその家族を大切にする経営に関する図書または論文
２．仕入先や協力企業を大切にする経営に関する図書または論文
３．顧客を大切にする経営に関する図書または論文
４．地域住民、とりわけ障がい者や高齢者、さらには生活困窮者を大切にする経営に関する図書または論文
５．その他、人を大切にする経営に関する図書または論文

なお、応募できる図書・論文は、上記に該当し、かつ、その年の 1 月から 12 月の間に発表された図書や論文とする。

第６条（応募）

賞への応募は該当する図書または論文を 1 部、学会事務局に提出する。なお、応募は自薦・他薦を可とする。

第７条（審査委員会）

賞を公正かつ円滑に進めるため、学会内に専門家からなる「人を大切にする経営学に関する研究奨励賞審査委員会」を設置する。なお、審査規程は別に定めるとともに、審査委員は会長が委嘱する。

第 8 条（施行）
本表彰規程は 2016 年 8 月 27 日より施行する。

第 9 条（その他）
その他、必要なことは総会等で定める

（付記）

2021 年 9 月 12 日 改定